

保険金を受け取った場合の取扱い ～死亡保険金～

会社が保険に加入する場合、保険の種類や契約者、被保険者及び保険金受取人を誰にするかによって、保険料あるいは受取保険金の税務上の取扱いが異なります。

今回は**死亡保険金を受け取った場合**についてご紹介します。

死亡保険金の課税

交通事故や病気などで被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人、被保険者がだれであるかにより、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

～死亡保険金の課税関係の表～

保険料の負担者	被保険者	保険金受取人	税金の種類
B	A	B	所得税
A	A	B	相続税
B	A	C	贈与税

所得税が課税される場合

所得税が課税されるのは、保険料の負担者と満期保険金の受取人とが同一人の場合です。この場合の死亡保険金は、受取の方法により、**一時所得**又は**雑所得**として課税されます。

(1) 死亡保険金を一時金で受領した場合

満期保険金を一時金で受領した場合には、**一時所得**になります。

一時所得の金額は、その満期保険金以外に一時所得がないとすれば、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料を差し引き、更に一時所得の特別控除 50 万円を差し引いた金額です。

課税の対象になるのは、この金額を更に1/2にした金額です。

(算式)

$$\left(\text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した費用} - \text{特別控除額 } 50\text{万円} \right) \times 1/2$$

(2) 死亡保険金を年金で受領した場合

死亡保険金を年金で受領した場合には、公的年金等以外の**雑所得**になります。

雑所得の金額は、その年に受け取った年金の額からその金額に対応する払込保険料の額を差し引いた金額です。

受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます。

相続税が課税される場合

相続税が課税されるのは、死亡した被保険者と保険料の負担者が同一人の場合です。

受取人が被保険者の相続人であるときは、相続により取得したものとみなされ、相続人以外の者が受取人であるときは遺贈により取得したものとみなされます。

また、死亡保険金を年金で受領する場合には、毎年受け取る年金は、公的年金等以外の雑所得となり、受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます。

贈与税が課税される場合

贈与税が課税されるのは、上記の表のように、保険料の負担者、被保険者、保険金の受取人がすべて異なる場合です。

この場合には保険料を負担した人からその生命保険金の贈与があったものとされます。

また、死亡保険金を年金で受領する場合には、毎年受け取る年金は、公的年金等以外の雑所得となり、受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収されます。

～参考～

生命保険金の非課税限度額

被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部又は一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。

この死亡保険金の受取人が相続人(相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。)である場合、すべての相続人が受け取った保険金の合計額が次の算式によって計算した金額を超えるとき、その超える部分が相続税の課税対象になります。

$$500\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$$

(注)

- 1 法定相続人の数は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。
- 2 法定相続人のなかに養子がいる場合の法定相続人の数は、次のとおりとなります。
 - イ 被相続人に実子がいる場合は、養子のうち1人までを法定相続人に含めます。
 - ロ 被相続人に実子がいない場合は、養子のうち2人までを法定相続人に含めます。

なお、この非課税の規定は相続人以外の方が取得した死亡保険金には適用がありません。

各人に係る課税金額

各相続人一人一人に課税される金額は、次の算式によって計算した金額となります。

その相続人が受け取った生命保険金の金額	- (非課税限度額) ×	その相続人が受け取った生命保険金の金額		その相続人の
		すべての相続人が受け取った生命保険金の合計額	=	課税される生命保険金の金額